

産学官連携プロジェクトまとめ (検討中の案の骨子)

．産学官連携の基本的考え方

1．はじめに

戦後の「キャッチアップ時代」を終了し、今日、我が国は「フロントランナー時代」に突入した。

- ・ 今後の我が国は新しい原理の発見等により、新しい技術を自ら開拓し、それを実用化していくことが必要である。
- ・ 大学等の基礎研究の成果を活用し、新しい技術を生み出し、それに基づき製品・サービスを作り出す時代になっている。

近年の研究開発は、「基礎研究」、「応用研究」、「実用化研究」が相互に連携しつつ同時並行的に進展することが多くなっている。このため、研究開発の当初から、経済・社会的需要を意識した産学官連携の必要性が増大している。

2．今後の産学官連携と目指すべき社会

(1) 産業界と大学の相互の立場の尊重

技術革新による国際競争力強化を目指す産業界と、知的創造と人材育成を使命とする大学が互いの立場を尊重しつつ連携し、大学の創造的な研究成果を産学官連携で技術革新や新産業創出につなげる。

(2) 連携による産・学・官の活性化

産業界と大学等の共同研究等により、経済活性化と研究開発の充実が図られ、互いに刺激し活性化し双方にプラスとなるような相互補完的連携をつくる。

(3) 産・学・官の役割分担と連携

大学は産業界の需要を意識しつつ新技術の萌芽を探索、国研はこれに加えて応用開発研究の役割を果たし、その上で企業が研究開発を行うといった産・学・官の役割分担のもとに、産学官連携活動を進める。

(4) 優れた人材が最大限能力を発揮できる社会の実現

大学において優れた人材が育成され、能力ある人材が自由に流動し、能力を最大限発揮できる社会を構築する。

(5) 日本型産学官連携の在り方

行政が意識改革を図り、産学官連携を阻害している不適切な行政の関与や府省の縦割りを除去する。各地域においても、地方公共団体の前向きな取組みを促す。

3. 産学官連携の基本方針の確立

産学官の関係者全員が、産学官連携の必要性和重要性を認識し、産学官連携により研究開発と経済の発展を共に実現するとの基本方針の確立が必要である。

．産学官連携の形態別課題と具体的方策

1. 産学官の共同研究・受託研究

体制整備と情報交換の促進

大学等の経営管理の強化を目指し、例えば、担当副学長の下に産学官連携の専門部門を設置するなど体制を整備する。
産学官連携窓口の一本化、連携機能の抜本的強化を図る。

柔軟かつ明確な研究契約

大学等の契約担当部門による柔軟で迅速な契約交渉を実現させる。
研究者に研究目標、期限等についての明確な契約意識を醸成する。

産学官共同研究に対し、企業資金の提供を前提として、国の資金を大学、TLO等に支給する。

経済活性化の観点から、次代の日本の産業基盤を構築する実用化を視野に入れた共同研究開発プロジェクトを戦略的に同時並行的に立ち上げる。

2 . 中小企業に対する技術指導

中小企業と、大学等の研究者との効果的な結合を可能とする交流網を構築し、その活用を図るとともに、中小企業を中心とした産学官連携による技術開発への積極的支援を全国的に推進する。

産学官の交流網構築とその機能発揮のためには、その仲介・調整にあたる専門家が果たす役割が極めて重要であり、中小企業と大学等をつなぐ優秀な専門家の確保と育成を行う。

3 . 技術移転

特許等の知的財産について、発明者たる研究者へ発明補償金や特許等使用料配分により十分な還元を図りつつ、研究者の個人帰属から大学等の機関帰属への転換を進める。

研究過程で作成・取得された研究成果物についても、内部規定等により機関帰属とし、産業利用については機関と第三者との契約等により研究者への対価還元を図りつつ、適切な管理と活用を図る。

大学等における研究開発成果の権利化を促進するため、特許関連費用（弁理士費用、海外出願費用、特許維持費用等）を確保するとともに、大学等における国内外での権利取得を促進する。

大学等の研究者が論文発表を行う前に、権利化することが適当な成果は、速やかに特許等の出願準備を開始するなど、論文発表に先立って特許の取得を促進する。

4 . 大学発ベンチャー創出

資金調達の円滑化

間接金融から直接金融への資金調達方法の移行を促すため、個人投資家税制における投資時点での一定税額の控除制度の創設を検討する。

資金調達の円滑化のため、私募規制を緩和する。

再起を可能とする制度改革

金融機関がベンチャー企業に融資を行う際、経営者を連帯保証人とする慣行があるが、ベンチャーへの挑戦を促す観点から、この慣行を撤廃すべきである。

倒産法制を見直し、倒産時に再起可能な資産を残す措置、ベンチャー企業からの特許等使用許諾契約を保護する措置を検討する。

専門的人材の活用

兼業報酬として未公開株式や新株引受権の受領は可能であることが明確化されており、現場に周知する。

兼業手続きを見直し、人事院の承認権限を国立大学長等に委任するなどにより迅速化する。

創業を支援する弁護士、弁理士、会計士、経営指導者等の専門人材と大学等の研究者を含めた起業家との交流組織を各地域につくる。

起業家育成機能の充実

大学内外の起業家育成機能を充実し、関連施設の整備を図る。

起業家人材の育成

大学等における企業経営や技術経営等の起業家・経営人材育成コースの充実等により、起業を促進するため必要な専門人材の育成を図る。

．分野別課題と具体的方策（審議中）

．地域科学技術振興のための具体的方策

1．地域中堅・中小企業の技術開発支援

地域の中堅・中小企業等を中心とした産学官連携による多様な実用化技術開発に対する国の支援措置を施策間の連携・協力を図りつつ強化し、産学官連携等により日本全国で積極的に推進する。

地域における産学官の連携網について、都道府県等の行政区分を越えた広域的な連携や、技術の海外からの導入など、開かれた連携網の構築に努める。

2．知的技術革新・産業集積（地域クラスター）の形成

「知的技術革新集積（知的クラスター）」における、技術革新による新技術の萌芽創出から、「地域再生・産業集積（産業クラスター）」による実用化技術開発による新事業創出まで、連続的に新事業・新産業を創出する環境の構築に向け、両クラスター計画の密接な連携を図る。

3．地方公共団体との連携

地方公共団体の地域科学技術振興への取組みを強化するため、地方財政再建促進特別措置法により禁じられている、地方公共団体からの、国立大学、独立行政法人等への寄附金等を一定の要件の下に可能とすることを検討する。

．産学官連携基盤の構築のための具体的方策

1．産学官連携の観点から見た大学改革

非公務員型法人制度の具体的設計の検討に当たっては以下の点を重視すべきである。

能力や大学への貢献に見合った処遇等が自由に行える人事制度とする。

自律的な経営・管理を確立する。
競争的資金や外部資金の獲得努力の誘因が働くような大学財政システムにする。
学内の有用な知的財産について、大学に一括帰属できるようにし、技術移転機関等において業務委託を受けるなどにより一括管理できるようにする。

私立大学での研究開発の推進

民間からの寄附により私立大学の基本財産の抜本的強化を図るため、学校法人に係る寄附税制の見直しについて米国並になるよう検討する。

大学の経営管理の強化

大学の学長等による経営管理を強化し、外部資金の獲得状況等をふまえた学内資源配分の重点化を迅速に図るなど、硬直性を廃した大学運営を行う。

組織運営の弾力化、競争原理導入と多元的評価

講座制の制約を排除し若手研究者を活かす管理運営を徹底する。
間接経費の充実等により大学間競争を促進するとともに、各種機関による多元的評価を拡充する。

2. 産学官の人材交流の活性化

大学等の人材流動化の促進

国の研究機関等は、「任期制及び公募の適用方針を明示した研究人材流動化促進計画」を策定すべきである。

純血主義による教員人事を排除し人事交流を活発化させ、教授及び助教授については内外の他大学出身者・経験者比率を70%を目標に引き上げる。

産業界における人材交流の活性化等への取組み

博士・修士課程修了者に対し、専門分野・能力に応じた処遇を行う。

大学が実施している大企業就職に係る教授推薦枠（企業からの大学別求人枠）を全廃する。

3 . 産学官連携の機運の醸成

産学官連携の機運を盛り上げるため、日本国中で一大運動を展開するため、産業界、大学、研究機関等のトップが一堂に会し対話・交流する「産学官連携サミット」を定期的にも実施するほか、産学官連携推進のため実務レベルで課題を抽出し、具体的な解決策を討議する「産学官連携推進会議」を開催する。